

公 告

令和8年(2026年)3月3日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-130
(2) 件 名	最終処分場（目木）水質ダイオキシン類等測定分析業務
(3) 履行場所	真庭市目木地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	最終処分場の水質、およびダイオキシン類等の測定分析 一式
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	調査・研究(環境測定)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月24日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわ 【TEL】0867-42-7453へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月12日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	クリーンセンターまにわ【メール】clean_c@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月24日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわへ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月24日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月25日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市クリーンセンターまにわ

TEL 0867-42-7453 / FAX 0867-42-7454

最終処分場(目木)水質ダイオキシン類等測定分析業務
共通仕様書

1, 業務概要

本業務は、真庭市一般廃棄物最終処分場における水質、およびダイオキシン類等の排出実態を把握し周辺環境への対策推進等の為の基礎資料とする事を目的とする。

2, 業務場所

岡山県真庭市目木地内 (真庭市一般廃棄物最終処分場)

3, 共通事項

測定箇所、および測定方法、詳細は特記仕様書を参照。

4, 業務委託期間

令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日 まで

5, 契約保証金

真庭市財務規則第121条により、請負工事及び業務委託契約500万円以上の契約には契約金額の10 / 100以上の契約保証金が必要。

6, 業務内容

別添、特記仕様書のとおり

7, 契約不適合責任期間

1年

8, 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令・条例等を遵守しなければならない。

9, 疑義

受託者は疑義が生じた場合、発注者と十分な打ち合わせ又は協議を行い、業務の遂行に支障の無いよう努めなければならない。

10, 官公署その他への手続き

必要な届出・手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行すること。

また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したもの以外は全て受託者の負担とする。

11, 損傷部補修

業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。

万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお復旧に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

12, 資格必要作業

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。

また、監督員が要求した場合は、資格保有者である旨の証書の写し等を提出すること。

13, 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。

また、成果品を他人に閲覧・複写・譲渡等してはならない。

14, 現場管理

現場責任者は、業務履行の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行うこと。

また、工程等は事前に監督員と協議し決定すること。

15, 災害防止等

本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期すほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

また、業務履行については、当施設の運転管理に支障を与えることのないよう、監督員と事前に打ち合わせ等を行い履行すること。

16, 臨機の措置

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちに、その経緯を監督員に報告すること。

17, 業務用電力等

本業務、および検査に、現場で必要な電力・用水(井戸水)は、原則として市が供給する。

使用に際しては監督員の指示により使用し、当施設の運転管理に支障を与えることのないよう十分注意しなければならない。

18, 材料検査等

本業務に使用する材料等は、新品とし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。

ただし、軽易な材料については、監督員の承諾を受けて省略することができる。

また、受託者は、貸与品及び支給材料の引き渡しを受けたときは、遅延なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取り扱いには十分注意しなければならない。

19, 養生その他

既存部分、履行済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のあるおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。

また、履行期間中は、現場の整理・整頓に努め適正な作業環境を保持すること。

20, 跡片付け

業務完了に際しては、当該に関連する部分の跡片付け、および清掃を行うこと。

21, 発生材の処置

監督員の指示に従い適切に処理すること。

22, 検査

本業務履行は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承諾を得た後に、次の工程に移行すること。

また、本業務終了後、受託者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

23, 作業間の連絡調整

本業務期間は、労働安全衛生法第30条(特定元方事業者等の講ずべき措置)に定められる事項を厳守すること。

なお、受託者の安全衛生管理者が、招集する安全衛生工程会議に出席し、作業間の連絡調整をはかり安全作業に努めること。

24, 仮設

詰所、工作小屋、材料置き場等の仮設を設ける場合は、あらかじめ監督員の承諾を受け、その指示に従って設置すること。

作業用足場を設ける場合は、足場の組み立て、解体は、資格者の指示監督により、安全かつ堅牢に施工し、足場上での作業中又は仮設中は、常に保安維持につとめなければならない。

25, 採水分析

採水(サンプリング)においては、受託者が直接管理のもと行うこと。

ダイオキシン類等以外の分析は、環境計量証明事業を行える受託者が実施するものとする。

ダイオキシン類等の分析については、MLAP認定特定計量証明事業者であり、かつ、その設備技術を維持し計量証明書に所定のマークを附すことのできる業者が行うものとする。

ダイオキシン類等の分析を外部委託(下請け)する場合は、委託先がその要件を満たすこととし、それを確認できる資料等を契約後に提出し、事前に発注者の承諾を得ること。

ダイオキシン類等の分析は再下請けして行ったもの、または、国外で行ったものは認めない。

26, 提出書類

着手前

(1)管理技術者選任届 1部

(2)業務着手届 1部

報告書提出頻度、および部数

(1) 報告書 別紙、計量証明書作成頻度、数量一覧表による。

(2) 写真帳 水質毎月2部、ダイオキシン類等2部、抜粋項目は不要。

＊ダイオキシンなど分析に関する写真は、行程ごとにカラー撮影の上、写真帳へ項目別に整理をして提出する事。

(3) 業務完了届 1部

(4) その他監督員が指示したもの。(指示部数)

27,その他

受託者は、本仕様書に明記していない事項であっても、本業務の実施において当然必要と認められるものについては、良心的に受託者において実施するものとする。

また、軽微な修理及び必要材料の取り替えは、無償にて行う事とする。

本業務にかかる令和8年度予算が議決されなかった場合、本見積徴取通知は無効となります。

最終処分場(目木)水質ダイオキシン類等測定分析業務
特記仕様書

【業務内容】

放流水測定分析 一式
浸出水測定分析 一式
地下水測定分析 一式

【測定内容】

	測定分析項目	回数	検体数
①	地下水分析	別紙数量表	別紙数量表
②	放流水分析・浸出水分析	別紙数量表	別紙数量表

【採水日】

- ・採取日程は、別紙のとおりとする。
令和8年 4月1日 ～ 令和9年 3月31日 まで
- ・同月中であれば、悪天候等での日程の急遽変更を認める。

【測定方法】

現行の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令等に基づき適宜に選定すること。
JIS-k-0312・H9環告第10号及びJIS・上水試験方法及びJIS・JIS-K-0102等による。

【報告書の作成】

○報告書

原則A4サイズとする。

○水質(環境基準など)

- 部数・・・別紙の計量証明書作成頻度、部数一覧表とおり(2部、毎月提出)
- ・計量証明書(採取場所毎とし、計量証明対象外の場合は分析結果報告書)
- ・写真帳(各採取状況の写真を撮影し提出)
- ・その他当局が指示するもの

○ダイオキシン類等

部数・・・別紙の計量証明書作成頻度、部数一覧表とおり(2部提出)

(1) 証明書編

- ① 濃度計量証明書
- ② ダイオキシン類の構成一覧
- ③ 試料採取地点位地図
- ④ 試料採取状況写真
- ⑤ 分析結果と基準値との比較・評価
- ⑥ 地下水分析結果の上流側と下流側の比較・評価

万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

(2) 資料編

- ① 試料の採取方法及び測定分析方法
- ② GS/MS分析チャート
- ③ その他当局が指示するもの

*ダイオキシン類等は、おおむね11月末日までに提出とする。

令和8年度(2026)水質ダイオキシン類等測定分析 採水予定日

4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

凡例 採水日、通常第二木曜
※4, 8, 2, 3月を除く

凡例 ダイオキシン類他を含む採水日

測定項目数量 (総合)

	項目	合計		項目	合計
排水基準 別表第一	アルキル水銀化合物	3	地下水等 検査項目 別表第二	アルキル水銀	3
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	3		総水銀	3
放流水 浸出水 (2箇所)	カドミウム及びその化合物	3	カドミウム	カドミウム	3
	鉛及びその化合物	3		鉛	3
有機りん化合物	有機りん化合物	3	地下水 (3箇所)	六価クロム	3
	六価クロム化合物	3		砒素	3
砒ひ素及びその化合物	砒ひ素及びその化合物	3	上流	全シアン	3
	シアン化合物	3		下流No.1	ポリ塩化ビフェニル
ポリ塩化ビフェニル	ポリ塩化ビフェニル	3	下流No.2	トリクロロエチレン	3
	トリクロロエチレン	3		テトラクロロエチレン	3
テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン	3	堰堤口 (1箇所)	ジクロロメタン	3
	ジクロロメタン	3		四塩化炭素	3
四塩化炭素	四塩化炭素	3	一・二—ジクロロエタン	3	
	一・二—ジクロロエタン	3	一・——ジクロロエチレン	3	
一・——ジクロロエチレン	一・——ジクロロエチレン	3	一・二—ジクロロエチレン	3	
	シス—一・二—ジクロロエチレン	3	一・—・—トリクロロエタン	3	
一・—・—トリクロロエタン	一・—・—トリクロロエタン	3	一・—・二—トリクロロエタン	3	
	一・—・二—トリクロロエタン	3	一・三—ジクロロプロペン	3	
一・三—ジクロロプロペン	一・三—ジクロロプロペン	3	チウラム	3	
	チウラム	3	シマジン	3	
シマジン	シマジン	3	チオベンカルブ	3	
	チオベンカルブ	3	ベンゼン	3	
ベンゼン	ベンゼン	3	セレン	3	
	セレン及びその化合物	3	一・四—ジオキサン	3	
一・四—ジオキサン	一・四—ジオキサン	3	クロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	3	
	ほう素及びその化合物	3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	
ふっ素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	3	ふっ素	3	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	3	ほう素	3	
水素イオン濃度(水温含む)	水素イオン濃度(水温含む)	24	過マンガン酸カリウム消費量	3	
	生物化学的酸素要求量	16	電気伝導率(*)	48	
化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	16	塩化物イオン	48	
	浮遊物質	16	カルシウム	4	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	3	ダイオキシン類	3	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	3			
フェノール類含有量	フェノール類含有量	3			
	銅含有量	3			
亜鉛含有量	亜鉛含有量	3			
	溶解性鉄含有量	3			
溶解性マンガン含有量	溶解性マンガン含有量	3			
	クロム含有量	3			
大腸菌数(*)	大腸菌数(*)	3			
	窒素含有量	16			
燐含有量	燐含有量	3			
	アンモニア性窒素	3			
亜硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	3			
	硝酸性窒素	3			
電気伝導率(*)	電気伝導率(*)	24			
	塩化物イオン	24			
カルシウム	カルシウム	2			
	ダイオキシン類	2			

月別測定項目数量（放流水）

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
排水基準 別表第一	アルキル水銀化合物			1									1	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			1									1	
放流水	カドミウム及びその化合物			1									1	
	鉛及びその化合物			1									1	
	有機りん化合物			1									1	
	六価クロム化合物			1									1	
	砒ひ素及びその化合物			1									1	
	シアン化合物			1									1	
	ポリ塩化ビフェニル			1									1	
	トリクロロエチレン			1									1	
	テトラクロロエチレン			1									1	
	ジクロロメタン			1									1	
	四塩化炭素			1									1	
	一・二・ジクロロエタン			1									1	
	一・一・一・ジクロロエチレン			1									1	
	シス一・一・二・ジクロロエチレン			1									1	
	一・一・一・一・トリクロロエタン			1									1	
	一・一・一・二・トリクロロエタン			1									1	
	一・三・ジクロロプロペン			1									1	
	チウラム			1									1	
	シマジン			1									1	
	チオベンカルブ			1									1	
	ベンゼン			1									1	
	セレン及びその化合物			1									1	
	一・四・ジオキサン			1									1	
	ほう素及びその化合物			1									1	
	ふつ素及びその化合物			1									1	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物			1									1	
	水素イオン濃度(水温含む)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	生物学的酸素要求量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	化学的酸素要求量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	浮遊物質	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	ルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)			1										1
	ルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)			1										1
	フェノール類含有量			1										1
	銅含有量			1										1
	亜鉛含有量			1										1
	溶解性鉄含有量			1										1
	溶解性マンガン含有量			1										1
	クロム含有量			1										1
	大腸菌数(*)			1										1
	窒素含有量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
燐含有量			1										1	
アンモニア性窒素			1										1	
亜硝酸性窒素			1										1	
硝酸性窒素			1										1	
電気伝導率(*)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
塩化物イオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
カルシウム			1										1	
ダイオキシン類			1										1	

月別測定項目数量（浸出水）

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
排水基準 別表第一	アルキル水銀化合物			1						1			2	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			1						1			2	
	カドミウム及びその化合物			1						1			2	
浸出水 (保有水)	鉛及びその化合物			1						1			2	
	有機りん化合物			1						1			2	
	六価クロム化合物			1						1			2	
	砒ひ素及びその化合物			1						1			2	
	シアン化合物			1						1			2	
	ポリ塩化ビフェニル			1						1			2	
	トリクロロエチレン			1						1			2	
	テトラクロロエチレン			1						1			2	
	ジクロロメタン			1						1			2	
	四塩化炭素			1						1			2	
	一・二・ジクロロエタン			1						1			2	
	一・一・一・ジクロロエチレン			1						1			2	
	シス一・一・二・ジクロロエチレン			1						1			2	
	一・一・一・トリクロロエタン			1						1			2	
	一・一・二・トリクロロエタン			1						1			2	
	一・三・ジクロロプロペン			1						1			2	
	チウラム			1						1			2	
	シマジン			1						1			2	
	チオベンカルブ			1						1			2	
	ベンゼン			1						1			2	
	セレン及びその化合物			1						1			2	
	一・四・ジオキサン			1						1			2	
	ほう素及びその化合物			1						1			2	
	ふつ素及びその化合物			1						1			2	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物			1						1			2	
	水素イオン濃度(水温含む)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	生物化学的酸素要求量	1			1				1		1			4
	化学的酸素要求量	1			1				1		1			4
	浮遊物質	1			1				1		1			4
	ルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)				1						1			2
	ルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)				1						1			2
	フェノール類含有量				1						1			2
	銅含有量				1						1			2
	亜鉛含有量				1						1			2
	溶解性鉄含有量				1						1			2
	溶解性マンガン含有量				1						1			2
	クロム含有量				1						1			2
	大腸菌数(*)				1						1			2
	窒素含有量	1			1				1		1			4
	燐含有量				1						1			2
アンモニア性窒素				1						1			2	
亜硝酸性窒素				1						1			2	
硝酸性窒素				1						1			2	
電気伝導率(*)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
塩化物イオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
カルシウム				1									1	
ダイオキシン類				1									1	

月別測定項目数量(地下水、上流、下流No.1、下流No.2、堰堤口)

項目 / 月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
地下水等	アルキル水銀				3									3
検査項目	総水銀				3									3
別表第二	カドミウム				3									3
	鉛				3									3
地下水	六価クロム				3									3
(3箇所)	砒素				3									3
上流	全シアン				3									3
下流No.1	ポリ塩化ビフェニル				3									3
下流No.2	トリクロロエチレン				3									3
(各1検体)	テトラクロロエチレン				3									3
	ジクロロメタン				3									3
	四塩化炭素				3									3
	一・二—ジクロロエタン				3									3
	一・一—ジクロロエチレン				3									3
	一・二—ジクロロエチレン				3									3
	一・一・一—トリクロロエタン				3									3
	一・一・二—トリクロロエタン				3									3
	一・三—ジクロロプロペン				3									3
	チウラム				3									3
	シマジン				3									3
	チオベンカルブ				3									3
	ベンゼン				3									3
	セレン				3									3
	一・四—ジオキサン				3									3
	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)				3									3
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素				3									3
	ふっ素				3									3
	ほう素				3									3
	過マンガン酸カリウム消費量				3									3
	電気伝導率(*)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
	塩化物イオン	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
	カルシウム				3									3
	ダイオキシン類				3									3

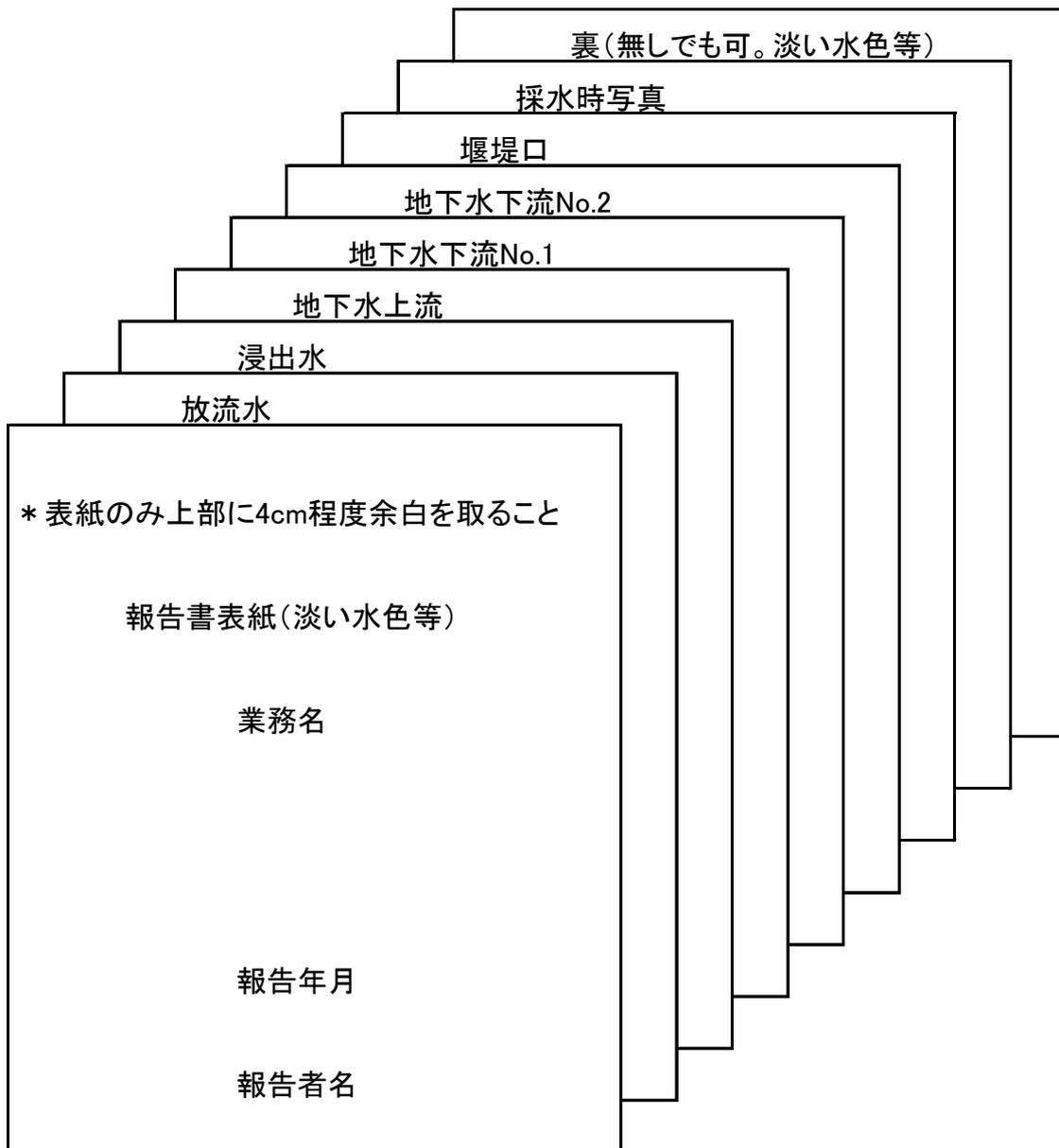
項目 / 月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
地下水等	電気伝導率(*)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
検査項目	塩化物イオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
別表第二	カルシウム				1									1
堰堤口														

計量証明書等作成頻度、数量一覧表

項目 / 月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計部数
排水基準 地下水ほか	放流水	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	浸出水	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	上流	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	下流No.1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	下流No.2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	堰堤口	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
ダイオキシン類	放流水				2									2
	浸出水				2									2
	上流				2									2
	下流No.1				2									2
	下流No.2				2									2
抜粋項目	放流水				1									1
	浸出水				1						1			2
	上流				1									1
	下流No.1				1									1
	下流No.2				1									1
	堰堤口				1									1
抜粋項目内訳	○放流水	水素イオン濃度(pH)水温含む												
		生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)												
		浮遊物質(SS)、窒素含有量(T-N)												
		電気伝導率(mS/m)、塩化物イオン(mg/L)												
	○浸出水	水素イオン濃度(pH)水温含む												
		生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)												
		浮遊物質(SS)、窒素含有量(T-N)												
		カドミウム、鉛、六価クロム												
		総水銀、ほう素												
		電気伝導率(mS/m)、塩化物イオン(mg/L)												
	○地下水 No.1	電気伝導率(mS/m)、塩化物イオン(mg/L)												
	○地下水 No.2	電気伝導率(mS/m)、塩化物イオン(mg/L)												
	○地下水 堰堤口	電気伝導率(mS/m)、塩化物イオン(mg/L)												
○地下水 上流	電気伝導率(mS/m)、塩化物イオン(mg/L)													

* 抜粋項目とは、検査項目の多い7月と1月から、公表と説明用などに項目を絞ったもの。

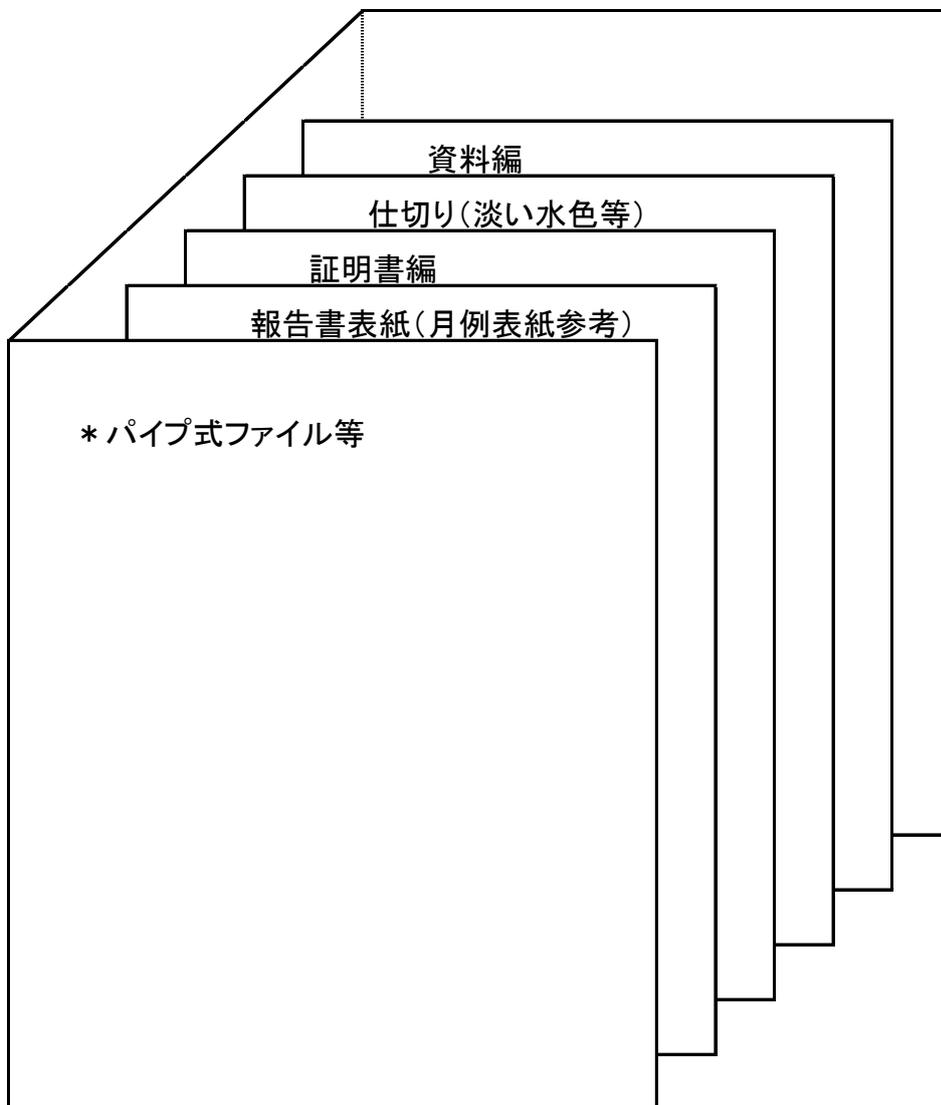
真庭市一般廃棄物最終処分場 月例水質報告書作成綴順



* 毎月提出する2部のうち、1部ホッチキス止め、
1部そのまま、またはクリップ止め(PDF取り込み等のため)

* 抜粋項目には表紙、および裏紙は不要。

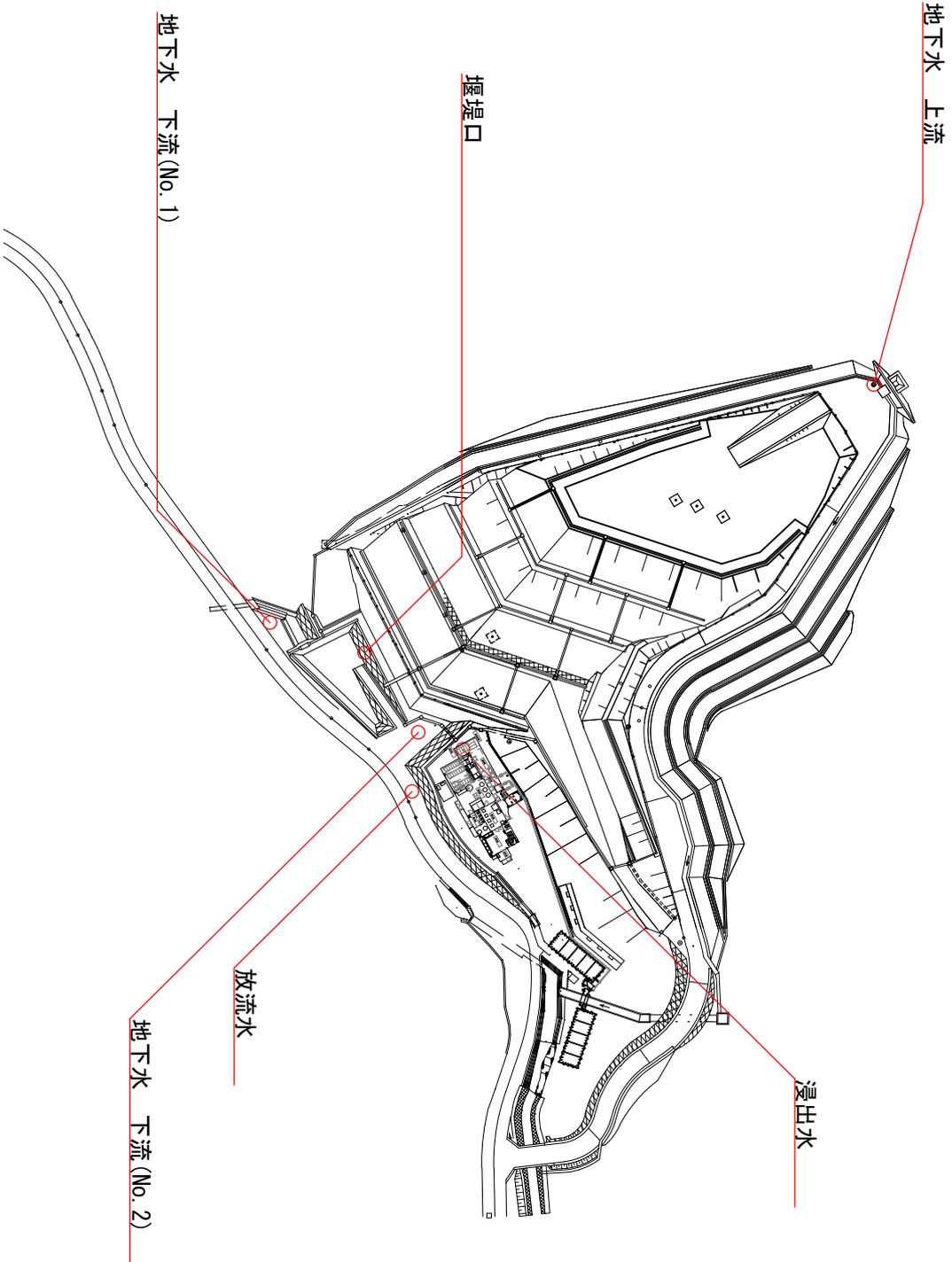
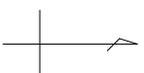
真庭市一般廃棄物最終処分場 ダイオキシン類等報告書作成綴順



* 2部提出する。

平面図

S=1:500



令和8年度	図面番号	1
水質ダイオキシン類等測定分析業務		
図面名	測定位置図	
作成日	2026. 1	縮尺 S=1:500(A1)
真庭市生活環境部クリーンセンターまじわ		

項目	種別	細別	数量	単位	単価	金額	備考
	①-1 地下水分析	3カ所(下流No.1・下流No.2・上流)					
	有害物質28項目	アルキル水銀	3	検体			
		総水銀	3	検体			
		カドミウム	3	検体			
		鉛	3	検体			
		六価クロム	3	検体			
		砒素	3	検体			
		全シアン	3	検体			
		ポリ塩化ビフェニル	3	検体			
		トリクロロエチレン	3	検体			
		テトラクロロエチレン	3	検体			
		ジクロロメタン	3	検体			
		四塩化炭素	3	検体			
		一・二・ジクロロエタン	3	検体			
		一・一・一・ジクロロエチレン	3	検体			
		一・二・ジクロロエチレン	3	検体			
		一・一・一・トリクロロエタン	3	検体			
		一・一・二・トリクロロエタン	3	検体			
		一・三・ジクロロプロペン	3	検体			
		チウラム	3	検体			

項目	種別	細別	数量	単位	単価	金額	備考
		シマジン	3	検体			
		チオベンカルブ	3	検体			
		ベンゼン	3	検体			
		セレン	3	検体			
		一・四—ジオキサン	3	検体			
		クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	3	検体			
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	検体			
		ふっ素	3	検体			
		ほう素	3	検体			
	その他項目 4項目	過マンガン酸カリウム消費量	3	検体			
		電気伝導率	36	検体			
		塩化物イオン	36	検体			
		カルシウム	3	検体			
	ダイオキシン類	ダイオキシン類	3	検体			
①-2	地下水分析	1カ所(堰堤口)					
	その他項目 3項目	電気伝導率	12	検体			
		塩化物イオン	12	検体			
		カルシウム	1	検体			

項目	種別	細別	数量	単位	単価	金額	備考
	② 水質分析						
	放流水分析・浸出水分析	2カ所(放流水・浸出水)					
	有害物質 28項目	アルキル水銀化合物	3	検体			
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	3	検体			
		カドミウム及びその化合物	3	検体			
		鉛及びその化合物	3	検体			
		有機りん化合物	3	検体			
		六価クロム化合物	3	検体			
		砒ひ素及びその化合物	3	検体			
		シアン化合物	3	検体			
		ポリ塩化ビフェニル	3	検体			
		トリクロロエチレン	3	検体			
		テトラクロロエチレン	3	検体			
		ジクロロメタン	3	検体			
		四塩化炭素	3	検体			
		一・二・ジクロロエタン	3	検体			
		一・一・一・ジクロロエチレン	3	検体			
		シス一・一・二・ジクロロエチレン	3	検体			
		一・一・一・一・トリクロロエタン	3	検体			
		一・一・一・二・トリクロロエタン	3	検体			

項目	種別	細別	数量	単位	単価	金額	備考
		一・三・ジクロロプロペン	3	検体			
		チウラム	3	検体			
		シマジン	3	検体			
		チオベンカルブ	3	検体			
		ベンゼン	3	検体			
		セレン及びその化合物	3	検体			
		一・四・ジオキサン	3	検体			
		ほう素及びその化合物	3	検体			
		ふつ素及びその化合物	3	検体			
		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	3	検体			
	一般項目 15項目	水素イオン濃度(水温含む)	24	検体			
		生物化学的酸素要求量	16	検体			
		化学的酸素要求量	16	検体			
		浮遊物質	16	検体			
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	3	検体			
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	3	検体			
		フェノール類含有量	3	検体			
		銅含有量	3	検体			
		亜鉛含有量	3	検体			
		溶解性鉄含有量	3	検体			

項目	種別	細別	数量	単位	単価	金額	備考
		溶解性マンガン含有量	3	検体			
		クロム含有量	3	検体			
		大腸菌数	3	検体			
		窒素含有量	16	検体			
		燐含有量	3	検体			
	窒素項目 3項目	アンモニア性窒素	3	検体			
		亜硝酸性窒素	3	検体			
		硝酸性窒素	3	検体			
	その他項目 3項目	電気伝導率	24	検体			
		塩化物イオン	24	検体			
		カルシウム	2	検体			
	ダイオキシン類	ダイオキシン類	2	検体			